

金資金特別会計法の一部を改正する法律
金資金特別会計法（昭和十二年法律第六十一号）の一部を次のよう
に改正する。

附則に次の四項を加える。

政府ハ当分ノ間金資金ニ不足ヲ生ジタルトキハ本会計ノ負担ニ於テ
大蔵省預金部又ハ日本銀行ヨリ借入金ヲ爲シ一時之ヲ補足スルコト
ヲ得但シ其ノ金額ハ五億円ヲ超過スルコトヲ得ズ
前項ノ規定ニ依ル借入金ハ一年以内ニ之ヲ償還スベシ但シ必要アルト
キハ一年以内ノ期限ヲ以テ借換ヲ爲スコトヲ得
前二項ノ規定ニ依ル借入金ノ利子ハ本会計ノ歳出トス
前項ニ規定スル借入金ノ利子ノ支出ニ必要ナル金額ハ毎年度國債整
理基金特別会計ニ之ヲ繰入ルベシ

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

裏面白紙

理由
金資金運用の現状に顧み、当分の間同資金に不足を生じたときは、
借入金によりこれを一時補足し得る事をひらいて、同資金の運用を円
滑にする必要がある。これか、この法律案を提出する理由である。